



弁護士 小島幸保 (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録（大阪弁護士会）。  
2006年、小島法律事務所開設。

# くらしの法律救急箱



## 第3回 養子にまつわるギモン

養子とはどのような制度ですか。

A1

- ①養親となる人は成年人でなければならない。
- ②尊属または年長者を養子とすることはできない。
- ③後見人が被後見人を養子とするには家庭裁判所の許可が必要。
- ④配偶者のある人が縁組をする場合には配偶者の同意が必要。

養子とは、自然血縁による親子関係がない者、嫡出の親子関係がない者の間に嫡出親子関係をつくりだす法律行為です。これにより、血のつながりがない人の間に親子関係が生じます。

跡継ぎを他家から迎えるための養子、相続対策としての養子のほか、連れ子のある人が再婚するに際して、新しい配偶者とその連れ子との間で行われる養子縁組なども広く用いられています。

成年者を養子とする場合の要件について教えてください。

A2

養子縁組には形式的要件と実質的要件が満たされなければなりません。形式的要件として養子縁組届の提出が必要です。実質的要件は次のような内容です。

未成年者を養子とする場合は要件が違うのでしょうか。

Q2

まず、養子となる子が15歳未満の場合は、その子に代わって、養子となる者の親権者等の法定代理人が養子縁組の承諾をすることになります。

次に、養親となる人に配偶者がいる場合は、前記④のようない配偶者の同意だけでは足りず、夫婦が共に養親となる縁組となります。ただし、配偶者の嫡出子を養子とする場合や配偶者がその意思を表示することができない場合は例外です。

さらに、自己または配偶者の直系卑属（子や孫）を養子とする場合を除いて家庭裁判所の許可が必要です。この許可は、未成年者の福祉の観点から必要とされており、配偶者のみが養子縁組して養子となる場合は、氏も戸籍も変わりません。

私たち再婚同士ですが、それぞれの連れ子との間に養子縁組は必要ですか。

A4

例えば、前夫との間に子どもがいて親権を持つている女性と結婚しても、婚姻だけではその子どもと法律的な親子関係は成立しませんので、法律的にも親子となるためには養子縁組の手続が必要です。この場合は、先の除外事由に該当しますので、家庭裁判所の許可は不要です。

養子縁組により、「氏」は変更しますか。

A5

養子は養親の氏を称し、原則として養親の戸籍に入ります。既に婚姻して配偶者がいる筆頭者が縁組し養

特別養子縁組という制度があると聞いたのですが、どのような制度ですか。

Q6

特別養子縁組とは、養子となる者とその実親側との親族関係が消滅する養子縁組です。原則として6歳未満の未成年者の福祉のため特に必要があるときに、未成年人とその実親側との法律上の親族関係を消滅させ、実親子関係に準じる安定した養親子関係を家庭裁判所が成立させるものです。したがって、養親となる者は、配偶者があり、原則として25歳以上の者で、夫婦共同で養子縁組をする必要があります。離縁も原則として禁止されています。

このように、普通養子よりも厳しい要件のもとで認められることがあります。